

「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」(報告書のポイント)

検討の趣旨

独占禁止法適用除外制度は、常にその在り方を見直し、必要最小限のものとするべき

外航海運に係る独占禁止法適用除外制度については、
①国際的な制度の整合性
②荷主の利益の保護
等からこれまで必要とされてきた

現在においても、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持する理由が存在するかを、実態調査の結果を踏まえて検討

独占禁止法適用除外協定の概要

同盟

- ・運賃水準の取決め(拘束力のあるタリフの策定)を伴う船社間の協力協定のこと
- ・定期船(コンテナ船)及び不定期船(自動車専用船)が対象

協議協定

- ・適正な運賃の水準等に関する船社間の協議及び拘束力のない運賃ガイドラインの策定を伴う船社間の協力協定のこと
- ・定期船(コンテナ船)が対象

コンソーシアム

- ・運賃水準の決定や収入プールを伴わない運航面における船社間の協力協定のこと
- ・運送スペースの融通、運航スケジュール、運航回数、航路の調整等を実施
- ・定期船(コンテナ船)が対象

配船協定

- ・運賃水準の決定を伴わない運航面における船社間の協力協定のこと
- ・運航スケジュールの調整(輪番配船)等を実施
- ・不定期船(自動車専用船)が対象

国際的な制度の整合性

【定期船を対象とした同盟】

- ・米国では部分的に適用除外とされているが、EUでは適用除外とされていない

【協議協定】

- ・米国では適用除外とされているが、EUでは適用除外とされていない

【コンソーシアム】

- ・米国では適用除外とされているが、EUでは市場シェア30%以下等の場合に適用除外とされている

⇒米国及びEUでは適用除外の有無や対象範囲が異なるため、国際的な制度の整合性の観点から適用除外とする必要があるとはいえない

【不定期船を対象とした同盟】

【配船協定】

- ・米国及びEUでは適用除外とされていない

⇒米国及びEUでは共に適用除外とされていないため、国際的な制度の整合性の観点から適用除外とする必要があるとはいえない

荷主の利益の保護

- ・同盟及び協議協定を積極的に必要としている荷主が多いとはいえない
- ・荷主にとって同盟及び協議協定による運賃の安定化が不可欠であるとはいえず、同盟及び協議協定による運賃安定効果は小さい

⇒同盟及び協議協定は、運賃の安定化による荷主の利益の保護の観点から適用除外とする必要があるとはいえない

- ・コンソーシアム及び配船協定を不要であると評価する荷主は少なく、積極的に必要であると評価している荷主が多い
- ・運送スペースの融通は基本的に独占禁止法上問題ないものと考えられるため、適用除外としなくても実施することが可能

・その他調整が独占禁止法上問題となるかどうかの判断はケースバイケースとなるが、ガイドライン策定等による法的安定性の確保が可能
⇒コンソーシアム及び配船協定は、荷主の利益の保護の観点から適用除外とする必要があるとはいえない

適用除外の必要性

- ・同盟、協議協定、コンソーシアム及び配船協定については、いずれも独占禁止法適用除外とする必要があるとはいえない
- ⇒外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持すべき理由は存在しない